

佐賀県選挙管理委員会告示第十一号

不在者投票のできる施設の指定（昭和四十八年佐賀県選挙管理委員会告示第十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 病院の表中「医療法人松籟会唐津保養院」を「松籟病院」に、「医療法人松籟会河畔病院」を「河畔病院」に、「唐津市北波多徳須恵一二〇一番地一」を「唐津市北波多徳須恵一四二四番地一」に改める。

二 老人ホームの表中「社会福祉法人相知・厳木福祉会特別養護老人ホーム作礼荘ケアハウス作礼荘」を「社会福祉法人唐津福祉会特別養護老人ホーム作礼荘ケアハウス作礼荘」に改める。